

令和8年3月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和8年3月25日（水） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和8年3月25日（水） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

2 番議員 小 澤 由 彦

3 番議員 高 木 幸 広

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

5 番議員 鈴 木 哲 司

6 番議員 清 水 健 一

7 番議員 佐 藤 明 孝

8 番議員 川 岸 和 花 子

9 番議員 岡 戸 章 夫

10 番議員 加 藤 久 幸

11 番議員 中 根 信 一 郎

12 番議員 西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

副 町 長 村 松 弘

教 育 長 野 口 和 英

総 務 課 長 平 田 章 浩

危機管理課長 鈴 木 知 寿

政策企画課長 鈴 木 勇 登

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

税 務 課 長 長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 議事日程

- 第一常任委員会所管事務調査委員長報告
- 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 7 号 森町子ども・子育て会議条例について
- 議案第 8 号 森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）

- 議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）
- 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）
- 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）
- 議案第 25 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 26 号 令和 8 年度森町一般会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 8 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 35 号 令和 8 年度森町病院事業会計予算
- 発議第 1 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2 号 森町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 報告事項
- 専決処分の報告について
- 議案第 39 号 森町副町長の選任について
- 議案第 40 号 令和 8 年度森町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 41 号 令和 8 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）

11 会議に付した事件

議事日程に同じ

<議事の経過>

議 長 (中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第1、第一常任委員会所管事務調査委員長報告を行います。

第一常任委員会委員長、佐藤明孝君。

登壇願います。

7 番議員 (佐藤明孝 君) 第一常任委員会委員長、佐藤明孝でございます。

ただいまから第一常任委員会所管調査に係る委員長報告を申し上げます。

去る1月15日に、第一常任委員会は先進地所管事務調査として愛知県新城市の「若者議会に対する取組」、「共育12に対する取組」、「公共交通に対する取組」について、現地調査を行いました。

平成17年10月1日に「旧新城市」、「鳳来町」、「作手村」が合併した現在の新城市は、愛知県で2番目に広い面積、499.23平方キロメートルを有しています。愛知県北東部に位置し、令和7年4月1日現在の人口は42,004人、世帯数は17,724世帯です。

初めに、午前9時から新城市役所東庁舎3階委員会室において、市民自治推進課職員から新城市若者議会について、説明をしていただきました。

新城市若者議会は、平成27年4月1日施行の「新城市若者条例・新城市若者議会条例」に基づき設置され、予算提案権を持ち、政策立案ができる市長の附属機関として位置付けられています。若者議会の所掌事務は、市長の諮問に応じ、「新城市若者条例」に規定されている若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申すること、若者総合政策の推進に関することです。委員の定員は20人、任期は1年、報酬は1日3,000

円です。委員の資格は 16 歳から 29 歳までの新城市内に在住、在学又は在勤する若者で、書類選考で決められます。若者議会では、毎年度複数の議会への提案事業が立案・上程され、議会の審査を経て、予算が付けられた後、次年度に事業化されています。

若者議会は森町や近隣市町で取り入れられていない、若者に特化した取組であり、若者が行政に興味や関心を持っていただける施策ではないかと感じられました。また、若者議会の意見や提案事業等が予算付けされ、事業化されることで若者の政治参加の意識の高揚につながると感じられました。

課題としては、任期が 1 年で、政策立案中に委員が変わってしまう可能性があること、若者議会で政策が立案され、議会で上程されても担当課との調整に時間を要すること、新委員が立案中の政策の熟知に時間を要すること等があるとのことでした。

若者議会はデメリットもありますが、若者の政治に関する意識の高揚、若者の意見を反映できるシステムの構築など、メリットが大きいと感じられるため、設置を検討する必要があると感じました。

次に、共育 12 の取組について、生涯共育課担当職員から説明をしていただきました。

平成 22 年 2 月の教育方針説明で、教育長が「共育」を提唱し、平成 25 年 1 月に「新城共育 12」が策定されました。共育の理念は子供だけでなく、大人も共に実践（同行）することを基本としています。生涯共育課が中心となり、自然観察会やパン作り、SUP・カヌー体験等の民間講師による共育講座が毎年度 20 回ほど開催され、200 人前後の市民が参加しています。また、市内の各小学校・中学校では、地域自治区制度に従い、それぞれの地域特性を生かした共育活動を実施しています。

共育 12 の課題は、地域特性に合わせて取り組むため、内容が多岐に渡り、市民の共通した取組とはならないことや成果の評価が難しいことが挙げられます。

新城市の共有 12 は、地域全体、学校主体で、子供も大人もともに「共有」という認識が醸成されていると感じられました。

最後に、公共交通の取組について、公共交通対策課担当職員から説明をしていただきました。

新城市は市域を 10 の地域に分割して、自治区を設置し、それぞれに地域協議会と自治振興事務所を設け、資金助成の仕組みを制度化しています。公共交通は現在 14 路線、年間予算 1 億 7,000 万円 で運営しています。行政、交通事業者、地域住民が連携して運営体制を維持しています。新城市は中山間地域を多く抱えることから、地域事情に応じた運営維持に取り組んでいます。利用実態を踏まえた路線・ダイヤの見直しをしていることが特徴です。公共交通空白地域への対応は、コミュニティバスを運用し、対応しています。

課題については、利用者の減少や運転手不足、各地区における運営時間の問題、財政負担の増加があります。

自治体が地域公共交通計画を策定するうえで、地域の実情に応じ生活交通と都市部をつなぐ広域交通との位置付けを図り、公共交通体系を作り上げることが肝要と考えます。特に高齢者が安定した生活を送るための「ライフライン」とも言える公共交通体系を構築するには、行政のみならず、事業者や地域住民との連携も必要になってくることから、新城市で運営している地区住民独自の運営維持体系も参考になると思いました。

新城市の取組み内容は、市民参画や地域の特性を活かした有意義かつ先進的な取組であると感じました。

今後は視察で得た知識等を森町の発展・振興のため政策立案等議会活動に活かしていきたいと思います。

以上で第一常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

森町にとっても大変参考になる所管事務調査であったと思います。

議 長

御清聴ありがとうございました。

（ 中根信一郎 君 ）以上で、第一常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第2から日程第28までの議案27件を一括議題とします。

本件は、3月9日の本会議において所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。

最初に、第一常任委員会委員長、佐藤明孝君。

登壇願います。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）第一常任委員会委員長の佐藤明孝です。

第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月9日の本会議において第一常任委員会に付託されました議案は、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」、議案第7号「森町子ども・子育て会議条例について」、議案第9号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）」、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）」、議案第19号「公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）」、議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）」、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）」、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）」、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」、議案

第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）」、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」、議案第 29 号「令和 8 年度森町介護保険特別会計予算」、議案第 35 号「令和 8 年度森町病院事業会計予算」、以上議案 18 件であります。

付託された議案審査のため、去る 3 月 11 日、12 日、13 日の 3 日間で委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3 月 11 日午前 9 時 29 分、委員会室において委員全員の出席、当局より副町長出席の下、委員会を開会しました。議長、副町長から御挨拶をいただいた後、付託の議案審査に先立ち文化会館大ホール舞台照明更新工事の視察を行いました。現場において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、教育長より御挨拶をいただき、社会教育課所管事項の審査に入りました。

議案第 9 号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「名称が『森町スポーツ振興基金条例』から『森町スポーツ・文化振興基金条例』に改正することで、助成の基準はどうか。」との問いに、「スポーツ大会出場への助成制度を見直し、激励金制度への変更に伴うもの。また、文化芸術分野における大会出場も対象とし、文化芸術振興及び地域クラブ活動にも支援できるように改正する。スポーツ大会に出場する際の激励金の額は、オリンピック出場は 5 万円、国際大会は 3 万円、全国大会は 1 万円を想定している。予選を経た全国大会等に出場する町内在住者が対象で、学生のほか社会人も対象となる。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）」を議題とし、質疑に入りました。

「指定管理料が 0 円と聞いているが、運営開始時に指定管理者

はどのように運営していくことになるか。」との問いに、「カフェ運営以外に様々なイベント開催などの自主事業により収益を上げていただくことを考えている。」との答弁でした。

「イベント等に伴う費用はどうなるのか。また、地域住民への周知や今後の説明等は。」との問いに「指定管理者が行う事業に対し、必要に応じて町からの支援を検討する。現在、城下社中は今後の取組を協議している。会報を定期的に発行し、地域への説明をしながら活動を周知していく。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る社会教育課所管事項を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「生涯学習推進事業費が減額となっているが、その要因は。」との問いに、「事業実績を踏まえた見直しであり、主なものは 3 歳児親子学級を平日の年 8 回から土曜日の年 5 回開催への変更である。」との答弁でした。

「埋蔵文化財発掘調査費について、現在発掘している場所はあるか。また今後の予定はどうか。」との問いに、「現在発掘している場所はない。今年度は中川地区の場所を調査し、現在は終了している。開発予定の話を受けているが、今のところ時期等は未定で具体的計画はない。」との答弁でした。

「文化会館大ホール舞台照明更新工事のほかに修繕費が計上されているが、この内容は。」との問いに、「大ホール吊り物ワイヤー交換、自動ドアの部品交換、エレベーターの部品交換等の修繕費である。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で社会教育課に係る審査を終了しました。

次に、学校教育課所管事項の審査に入りました。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る学校教育課所管事項を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「包括業務委託料（学校教育課）の増額要因は。」との問いに、

「人件費の上昇による増額で、特別支援教育支援員 15 人、給食配膳員 3 人、通級指導教室支援員 5 人で計 23 人の配置は前年のとおりである。」との答弁でした。

「教育支援センター『わかば』の現在の児童・生徒人数は。」との問いに、「現在小学生 4 人、中学生 11 人の計 15 人が通所している。中学生 3 人が卒業なので、来年度は 12 人でのスタートとなる。」との答弁でした。

「A L T の配置はどうか。」との問いに、「学校数に合わせた配置見直しにより J E T プログラムの A L T が一人減となり、各校一人体制の計 5 人となる。」との答弁でした。

「環境教育委託料の減額要因は。」との問いに、「環境教育推進授業を山林現場での体験型学習から学校内での講座形式の環境教育に変更する予定であることから、事業費が減額となった。」との答弁でした。

「図書購入費について、計上されている金額で賄えるのか。」との問いに、「学校で児童・生徒が読むための図書購入費であるが、各学校に予算を分配して、予算内の購入をお願いしている。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で学校教育課に係る審査を終了しました。

次に、総務課所管事項の審査に入りました。議案第 2 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

「第 2 種初任給調整手当について、最低賃金を下回ることが実際に想定されるのか。」との問いに、「通常は想定しにくいですが、万が一の場合に備えて制度として整備するもので、可能性としてフルタイムの会計年度任用職員が該当する。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 3 号「第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 4 号「第 1 号会計年度任用職

員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る総務課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「追加議案で上程された控訴事案に関して、弁護士費用は予算計上されているのか。」との問いに、「予算は計上されていないが、行政管理費、報償金から支払うことになる。」との答弁でした。

「通信運搬費の減額要因は。」との問いに、「町内会長等の文書発送を回覧に併せて発送するなど見直しを図ることで、郵送料を削減していく。」との答弁でした。

「職員研修事業委託料の内容は何か。」との問いに、「令和 8 年度は、法改正により義務化されるカスタマーハラスメント対策の一環としてカスタマーハラスメント研修を全職員対象に実施するもの等である。」との答弁でした。

「職員資格取得支援制度について、職員のやる気向上や人事評価との関係はどうか。」との問いに、「資格取得に要した費用を最大 5 万円まで助成する制度を設けている。取得資格は台帳管理し、人事配置の参考としていく。」との答弁でした。

「多文化共生事業の諸備品購入費と外国人材等日本語学習支援事業費補助金の内容は。」との問いに、「諸備品購入費は翻訳機器 2 台の購入で、希望する町内会に貸し出す方針。外国人材等日本語支援事業は、日本語学習の費用を負担した企業に対して補助金を出すもの。」との答弁でした。

「犯罪被害者等見舞金は、計上されている金額で賄えるのか。」との問いに、「従来は犯罪に遭われて怪我をした場合の見舞金 10 万円と亡くなられた場合の遺族見舞金 30 万円の計 40 万円を計上していたが、令和 8 年度は怪我をした場合の 10 万円を計上し、その他の場合はその都度対応する。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で総務課に係る審査を終了しました。

次に、議会事務局所管事項の審査に入りました。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る議会事務局所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「消耗品費について、改選による議員貸与品以外に減額要因はあるか。」との問いに、「新聞の取り辞め、議長の名刺を総務課購入の用紙で作成する等により予算の見直しを図ったことが減額要因である。」との答弁であった。

「清掃手数料が増額されている要因は。」との問いに、「議員控室等のじゅうたん清掃、カーテンの清掃などにより増額となる。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で議会事務局に係る審査を終了し、1 日目は散会しました。

3 月 12 日、午前 9 時 29 分から、議員控室において委員全員の出席、当局より町長の出席の下、委員会を再開し、健康こども課所管事項の審査に入りました。議案第 6 号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

「給付認定の申請方法は。また、利用希望者多数の場合、受入れをどのようにするのか。」との問いに、「保護者が国の総合支援システムを通じて申請を行い、町が内容確認をしたうえで認定する仕組みである。利用については、施設の空き枠の範囲での受入れとなる。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 7 号「森町子ども・子育て会議条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 23 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る健康こども課所管事項についてを議題とし、担当課職員の説明を受け、質疑に入りました。

「児童家庭相談管理システム制度改正対応業務委託料の内容は。」との問いに、「家庭の支援記録や会議録の作成をしているシステムで、厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことによる報告様式の改正に伴うシステム改修の費用。」との答弁でした。

「令和 7 年度の当初予算に計上されていた保育所等プライバシー保護対策設備等支援事業費補助金が令和 8 年度には計上されていない理由は。」との問いに、「令和 7 年度予算はときわ保育園、摩耶保育園等に補助金を出している。令和 8 年度は特別要望がないため。」との答弁でした。

「妊婦等に対する交通費等助成金の内容は。」との問いに、「60 分以上を要し、概ね 30 キロメートル以上の距離の最寄りの産科医療機関等への通院や宿泊を要する場合の助成金。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で健康こども課に係る審査を終了しました。

次に、危機管理課所管事項の審査に入りました。

議案第 5 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 17 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る危機管理課所管事項についてを議題とし、担当課職員の説明を受け、質疑に入りました。

「交通安全施設整備費のカーブミラーの設置予定は。」との問いに「令和 8 年度は 3 基を想定している。」との答弁でした。

「消防団員の準中型免許取得の令和 7 年度の実績と普通免許で運転できる車両台数は。」との問いに、「令和 7 年度の補助金の実績は 4 人。普通免許で運転が可能な車両は、黒石の 12 号車、三倉の 61 号車、乙丸の 62 号車、城下の 21 号車と天宮の 22 号車の合計 5 台となる。」との答弁でした。

「町が所有するドローンの保険内容と感震ブレーカー購入費補助金の詳細は。」との問いに、「ドローンは 1 機を保有し、機体保険及び対人・対物保険に加入している。感震ブレーカー購入補助金は、機器費用と取付工事費を含め概ね 2 万円から 8 万円のうち、補助率は 2 分の 1、上限 2 万円を補助する制度である。」との答弁でした。

「クレーン等技術習得講習会受講料が計上されているが、総務課計上の職員資格取得とは別なものか。」との問いに、「総務課計上の資格取得の助成は、職員が自ら資格を取得する場合の補助であり、危機管理課計上の資格取得は、業務として取得する防災上必要な資格であるため、別の予算科目での計上になっている。」との答弁でした。

「静岡県・磐田市・袋井市・森町総合防災訓練の内容は。」との問いに、「令和 8 年 11 月 15 日午前中に予定されている県との合同訓練となる。訓練内容は物資輸送訓練や避難所設営等運営訓練などで、森町で 14 の訓練会場を予定している。本訓練は地域防災計画の各課事務分掌に基づく訓練となる。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で危機管理課に係る審査を終了しました。

次に、政策企画課所管事項の審査に入りました。議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る政策企画課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「町営バス運行の中型車免許取得費として、町営バスの運転は、第 1 種免許か、それとも第 2 種免許か。」との問いに、「運転手不足や運転手の体調不良時に備え、職員がマイクロバス車両を運転

するため取得するもので、自家用有償旅客運送の町営バスは、指定の講習を受講することで、第1種免許での運転が認められている。」との答弁でした。

「天竜浜名湖鉄道経営助成費補助金の内訳は。」との問いに、「令和8年度は全体で5億3,900万円、静岡県で2億6,950万円、森町は37,999千円となり、残りは沿線市が負担している。」との答弁でした。

「ふるさと納税推進事業の進め方はどうか。」との問いに、「新たにキャンプ用品の返礼品を含め、既存返礼品の再掲載等で、寄附額拡大を図る。」との答弁でした。

「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金とは何か。」との問いに、「自転車の活用推進のため、県内では18市4町が参画している。自転車を活かした地域活性化の推進を図るためのものである。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で政策企画課に係る審査を終了しました。

次に、会計課所管事項の審査に入りました。

議案第26号「令和8年度森町一般会計予算」に係る会計課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「公金取扱手数料について、取引先金融機関と手数料支払い金額は。」との問いに、「金融機関には納付書払いと口座振替の二通りがある。静岡銀行の納付書払いが96万8,000円、口座振替が33万円。浜松磐田信用金庫の納付書払いが30万2,500円、口座振替が17万6,000円。農協の納付書払いが2万2,000円、口座振替が23万1,000円。清水銀行の納付書払いが2万4,200円。ゆうちょ銀行のカク公が3,000円、マル公が7万2,600円、口座振替が1万9,000円。」との答弁でした。

「会計課金庫のダイヤル変更は。」との問いに、「課長と係長に人事異動があった場合に、変更する。」との答弁でした。

「金庫内の現金について、盗難等の保険はどうか。」との問いに、
「盗難は保険が適用されるが、故意、過失、法令違反、紛失等の場合は適用されない。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で会計課に係る審査を終了し、
2日目は散会しました。

3月13日、午前9時28分、委員会室において委員全員の出席、
当局より町長の出席の下、委員会を開会し、福祉課所管事項の審査に入りました。

議案第26号「令和8年度森町一般会計予算」に係る福祉課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「保健福祉センター管理費の減額要因は何か。」との問いに、「児童館トイレ改修や遮熱フィルムの貼替え、高圧受電設備更新等の修繕が完了したことによる減額である。」との答弁でした。

「浴槽設備等薬品洗浄手数料とは何か。」との問いに、「保健所からの指導により、年1回の配管洗浄を実施する予定のもの。」との答弁でした。

「障害児支援事業の増額要因は何か。」との問いに、「放課後等デイサービスの利用増加や事業所数の増加に伴い、利用者や利用日数が増えているため。」との答弁でした。

「ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業委託料で、利用している高齢者数は。また、機器の点検はどのようにするのか。」との問いに、「15人が利用されており、年1回の機器点検と2年ごとの電池交換を実施している。」との答弁でした。

「民生委員・児童委員、協力員の報酬はいくらか。」との問いに
「民生委員・児童委員は県の負担金に町の補助金を合わせて一人年間10万円程度の活動費が支給される。協力員は月1,000円で年間1万2,000円。」との答弁でした。

「難病患者等介護家族リフレッシュ事業負担金とは何か。」との問いに、「難病患者の介護をする家族に身体的な負担、精神的な負

担を軽減するための事業。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 29 号「令和 8 年度森町介護保険特別会計予算」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、以上で福祉課に係る審査を終了しました。

次に病院長に御挨拶をいただいた後、公立森町病院所管事項の審査に入りました。

議案第 35 号「令和 8 年度森町病院事業会計予算について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「医療廃棄物の処理業務の詳細は。」との問いに、「感染性廃棄物は専門資格を有する業者が定期的に処理をしている。非感染廃棄物は、産業廃棄物や一般廃棄物の取扱いが可能な業者が処理している。」との答弁でした。

「過年度損益修正益と過年度損益修正損の内容は。」との問いに、「診療報酬請求の査定による収益の増減など、前年度分の経理の修正によって生じる損益を処理する科目であり、毎年度発生する可能性がある。」との答弁でした。

「病院業務における光熱水費が減額されているが、その要因は。」との問いに、「電気料は毎年複数の業者から見積もりをもらい、安い業者を選定している。」との答弁でした。

「院内保育園の予算が計上されていないが、取りやめなのか。」との問いに、「令和 8 年度は院内保育園の入園希望者が 0 人となったことで、1 年間は休園し、再開や閉園について検討していく。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で、公立森町病院に係る審査を終了しました。

次に財政課所管事項の審査に入りました。

議案第 18 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）」、議案第 19 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）」、議案第 20 号「公の施設の指定

管理者の指定について(森町一宮総合センター)」、議案第 21 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田総合センター)」、議案第 22 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町飯田総合センター)」を一括議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

「森町三倉総合センターは森町森林組合の指定管理となっているが、森林組合の合併後はどうなるのか。」との問いに、「4 月 1 日からの遠州みらい森林組合はまだ法人登録がされていない。4 月 1 日の専決にて処理をしていく予定であるが、合併後も指定管理をしていただけるとの内諾を得ている。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る財政課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「財産管理経費の修繕費の議場の床修繕はいくらか。」との問いに、「機構改革に伴い席配置の変更が必要なことから、120 万円の改修費用を計上している。」との答弁でした。

「施設予約システム導入構築委託料とは、どのようなものか。」との問いに、「公共施設オンライン予約システムで、年度当初に業者選考を行い、10 月から体育館や文化会館、町民生活センター等で運用を開始する予定。」との答弁でした。

「町有施設石綿含有検査手数料が計上されているが、使われている施設があるのか。」との問いに、「天方生活改善センターの石綿含有調査料で、建設から 50 年以上が経過し、解体する場合は石綿含有検査が必要なことから、予算計上した。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で財政課に係る審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ 1 件ずつ採決を行いました。審議した議案 18 件の採決の結果は、次のとおりです。議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 9 号、議案第 17 号、

議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 26 号、議案第 29 号、議案第 35 号の 18 議案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が令和 8 年 3 月議会定例会において、第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議 長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 10 時 10 分 ～ 午前 10 時 20 分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第二常任委員会委員長、清水健一君。

登壇願います。

6 番議員 (清 水 健 一 君) 第二常任委員会委員長の清水健一です。

第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る 3 月 9 日の本会議において、第二常任委員会に付託された案件は、議案第 8 号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 25 号「森町道路線の廃止について」、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」、議案第 27 号「令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算」、議案第 28 号「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 30 号「令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第 31 号「令和 8 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第 32 号「令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」、議案第 33 号「令和 8 年度森町水道事業会計予算」、議案第 34 号「令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算」、以上議案 10 件であります。

付託された議案審査のため、去る 3 月 11 日、12 日、13 日の 3 日間で委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月11日、午前9時29分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長出席の下、委員会を開会しました。副議長、町長の御挨拶をいただいた後、付託の議案審査に先立ち、睦実川水系浸水対策外2か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場議員控室に戻り、審査の方法を確認後、産業課所管事項の審査に入りました。

議案第8号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「森町降水量の判断基準としている観測地はどこか。」との問いに、「注意報発令基準に基づき、三倉観測所の合計降水量を判断基準にしている。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第26号「令和8年度森町一般会計予算」に係る産業課所管事項を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「農業委員会費のタブレット端末は、現地調査で利用できるのか。」との問いに、「端末通信料を通信運搬費に予算計上しており、スマートフォンと同様に使える。」との答弁でした。

「勤労者住宅建設資金利子補給金とは。」との問いに、「住宅建設を助成するために静岡県労働金庫より資金を借り受けた勤労者に対し、利子補給を交付するもの。」との答弁でした。

「ジャンボタニシ捕獲器購入補助金の減額の理由は。」との問いに、「令和7年度にジャンボタニシ捕獲器購入補助金の申請はなかった。ジャンボタニシを撲滅させるには、農薬散布と捕獲器をセットで使うと効果があることが分かってきた。農薬散布はJAが実施し、町ではセットで実施する効果を周知しながらジャンボタニシ対策を進めていくため、購入補助金を令和8年度は減額し、継続とした。」との答弁でした。

「改植等茶生産体制強化支援事業補助金は、従来の緑茶の支援事業か。」との問いに、「静岡茶海外戦略展開支援事業補助金は、

国と県の補助金とセットで補助するもので、要件が海外輸出に向けたてん茶や有機茶を作る場合という縛りがある。その補助金のみだと森町のお茶が残らないことが考えられるため、町単独事業として、従来どおりの深蒸し煎茶をはじめとした慣行栽培をしている人を支援する補助金を準備する。国県の補助金の方が町単独より4倍ぐらい補助額が大きいので、海外輸出に向けたてん茶栽培等に取り組みたい人は、国と県との協調した補助金を申請してほしい。」との答弁でした。

「森町茶業振興協議会への補助金の中のリブランディング委託料と委託先はどのように考えているか。」との問いに、「森町茶業振興協議会補助金6,000千円の中に、従来どおりの考え方で遠州森の茶ブランドを進めるのかを再度検証するリブランディング委託料を含めている。マーケットに専門的な人に依頼して、どのようなブランドを立てたらいいのかも踏まえて検討していく。業務委託先としては芝浦工業大学原田曜平研究室を考えている。」との答弁でした。

「山村振興地域茶業振興整備事業補助金の内訳は。」との問いに、「ゆいまーる株式会社が導入する機械で、事業費は2台税抜き2,375万円であり、県補助金が3分の1、町補助金が6分の1である。」との答弁でした。

「県営事業負担金のうち、令和8年度で事業が終わるものはあるか。」との問いに、「例えば災害が発生した年に県の予算が地域間流用で当初考えていた農林基盤整備事業の予算額が減り、本来終わる予定の事業も期間延長になる可能性がある。」との答弁でした。

「令和8年度予算にカモシカに関する被害実態調査業務委託料及び生息密度調査業務委託料がないが、代案はあるのか。」との問いに、「国と県のカモシカ捕獲の考え方は、被害地域を特定し、侵入防止柵を設置しても被害が出ている場合、加害個体のみを捕獲するという基本的な考え方がある。鳥獣被害の防止対策の第一は、

侵入防止対策であるため、町としては、侵入防止対策の補助事業を強化している。また、補助事業を活用し、設置された防止柵の現地調査、設置方法のアドバイス等の結果、一定の効果も見られるので被害実態調査及び生息密度調査は見送りとした。令和8年度は侵入防止対策を強化した予算を計上している。」との答弁でした。

「農地事業費の修繕費 81,000 千円の詳細は。」との問いに、「陸実用水路の落差工補修が 650 万円。残りの 160 万円は無指定である。」との答弁でした。

「ため池改修実施設計業務委託料とため池改修事業支援業務委託料の内容は。」との問いに、「実施設計業務委託料は、改修に伴う測量業務、設計業務、地質調査及び帳票作成を委託するものであり、事業支援業務委託料は、県土地改良事業団体連合会に技術的な助言等の支援を受けるための委託料である。」との答弁でした。

「里山環境整備事業の竹等粉碎機の大きさ、重さ等は。」との問いに、「長さ 1,620 ミリメートル、幅が 730 ミリメートル、高さが 1,270 ミリメートルの大きさで、本体重量は 340 キログラム、エンジン付きキャタピラー自走型になる。」との答弁でした。「竹等粉碎機の使用料は。」との問いに、「使用料は取らない形で考えているが、運用は精査をしたい。」との答弁でした。

「林業振興事業費の森町木材利用拡大推進事業補助金、地域材利用木造住宅推進補助金、太田川木材協同組合運営費補助金の必要性は。」との問いに、「木材利用拡大推進事業の補助金は、建築工業組合に対して木材関連業界の活性化を目的にしたもので、産業祭での親子木工塾のように小さい頃から木材に触れることで、将来の木材利用に期待しており、必要性があると考えます。地域材利木造住宅推進は、例えば地域材を森町の建築業者が森町の材木店で仕入れて森町に住宅を建てるときの補助金。これにより、申請者だけでなく町内の建設業、製材業への活動支援にもつながり、

必要であると考え。太田川木材協同組合運営費への補助金は、太田川木材協同組合が静岡県木材業者として登録し、静岡県産材証明制度を利用できる団体として活動することで、静岡県産木材を活用した県の補助金等木材の利用拡大につながるため、必要であると考えている。」との答弁でした。

「商工会運営費のもりまちの商工業を元気にする事業補助金で支援する事業は。」との問いに、「一つ目は販売促進強化支援事業、二つ目は中小企業等経営支援事業、三つ目は森町産業祭への会員の出店促進事業、四つ目は婚活事業。」との答弁でした。

「消費者行政推進費の会計年度任用職員報酬に 570 千円計上されているが、消費者相談件数の実績は年間何件か。」との問いに、「令和 7 年度は 2 月 13 日時点で 56 件、令和 6 年度は 55 件、令和 5 年度は 31 件。」との答弁でした。

「森町の特産品動画制作業務委託料で作られる動画の本数は。」との問いに、「四季ごとに分けた 3 分程度のショートバージョンや 15 分程度のロングバージョンの複数の動画を考えている。」との答弁でした。

「遠州の小京都まちづくり推進会議補助金の産官学連携で農産物を活用したクラフトビール作りとは。」との問いに、「静岡産業大学から提案があり、来年度 1 種類のクラフトビールを作成する。缶ビールでの作成を検討しており、ラベルのデザインも静岡産業大学と作成することを考えている。」との答弁でした。

「森町体験の里施設改修工事の 110,000 千円の内容は。」との問いに、「工事箇所については、指定管理者と協議していく。」との答弁でした。

「歳入の商工費県補助金について、森町体験の里改修に充てられる観光地域づくり整備事業費補助金は、4 分の 1 が県単独補助の理解でいいか。」との問いに、「質問のとおり、県単独補助事業になる。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で産業課に係る審査を終了しま

した。

次に、定住推進課所管事項の審査に入りました。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る定住推進課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「森町二地域子育て移住促進モデル事業、生活価値循環型まちづくり事業、森町二地域居住先導的プロジェクト事業の具体的な動きは。」との問いに、「地域で自走していけるようなイメージで 3 年間やっていく。」との答弁でした。

「新規事業の基準を考えるにあたり、事業の継続性は検討したか。」との問いに、「コアメンバーを育てて、またそこに地域の団体や企業も入れていきながら地域協議会を立ち上げて、自走する仕組みを作ることを検討している。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で定住推進課に係る審査を終了し、1 日目は散会しました。

3 月 12 日、午前 9 時 28 分から、委員会室において委員全員の出席、当局から副町長同席の下、住民生活課所管事項の審査に入りました。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る住民生活課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「マイナンバーカード申請受付等業務委託料の委託先は。」との問いに、「近隣市でマイナンバー業務の請負実績があり、人材確保が望める業者を選定する予定である。」との答弁でした。

「国民年金システム改修委託料の内容は。」との問いに、「令和 7 年度税制改正に伴うシステム改修。令和 7 年度の税制改正で『特定親族特別控除』が創設され、それを控除して免除判定を行うようにするなどのシステム改修を行うもの。」との答弁でした。

「生活環境費、手数料の 445 千円は、無指定として計上しているのか。」との問いに、「河川の水質検査のため 41 万 6,460 円を計

上のほか、臭気の苦情等に対応のため2万8,540円を無指定で計上している。」との答弁でした。

「袋井市森町広域行政組合火葬施設費分担金8,003千円の内容は。」との問いに、「分担金は火葬費人口割100パーセントと整備費は人口割70パーセントと基礎割30パーセントで構成されている。昨年より149万9,000円減額して、8,003千円となる。」答弁でした。

「中遠広域事務組合分担金が増加している理由は。」との問いに、「磐田市の粗大ごみ処理施設の長寿命化修繕に伴う起債償還のほか、一宮最終処分場の埋立期間が令和8年12月までのため、他県施設での処分の民間委託を行うための費用の増加で、森町分担金が1,965万8,000円ほど増えている。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第27号「令和8年度森町国民健康保険特別会計予算」に係る住民生活課所管事項を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「疾病予防費、諸備品購入費の1,807千円の内容は。」との問いに、「体組成計82万2,800円、骨密度測定機81万8,400円、血圧計16万5,000円。国保の被保険者だけでなく、町民全体の健康増進の意識を高めてもらうため、森町保健福祉センター交流広場に設置する。」との答弁でした。

「国民健康保険事業基金の令和7年度末と令和8年度末の見込みは。」との問いに、「令和7年度末の残高は、基金への積立がないため6,100万円。令和7年度の剰余金は基金に積み立てるのではなく、来年度の事業に充てると考えており、基金残高は6,100万円となる。」との答弁でした。

「重複・多受診等訪問指導報償金及び重複・多剤投与者等適正服薬指導委託料の委託先は。」との問いに、「重複・多受診等訪問指導報償金は、保健師に委託して、同じ疾病で重複して違う病院を受診したり、何回も受診している人を訪問して、状況説明と適正な受診についての指導をしたりしている。重複・多剤投与者等

適正服薬指導委託料は、令和８年度から新たに予算化したもので、委託先は町内の調剤薬局を予定している。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 28 号「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、以上で住民生活課の審査を終了しました。

次に、建設課所管事項の審査に入りました。

議案第 25 号「森町道路線の廃止について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、次に、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る建設課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「道路新設改良費、県単事業負担金 8,555 千円の路線別の事業費と事業内容は。」との問いに、「一つ目は、袋井春野線、三倉地内道路拡幅、延長 60 メートル、県事業費 2,000 万円、町負担金 200 万円。二つ目は、藤枝天竜線、上野平地内道路拡幅、延長 40 メートル、県工事費 3,500 万円、町負担金 350 万円。三つ目は、森町袋井インター通り線、橋りょうの予備設計、県事業費 3,500 万円、町負担金 175 万円。四つ目は、軟弱地盤対策、県事業費 390 万円、町負担金 30 万 4,200 円。五つ目は焼津森線、赤根地内天竜浜名湖鉄道のアンダーボックス歩道検討 1,000 万円のうち町負担金 100 万円、合計 8,555 千円。」との答弁でした。

「交通安全対策事業（森・天宮地区）の新田赤松線の完成予定時期と総事業費は。」との問いに、「整備期間は令和 12 年度まで、全体事業費補助事業費は 18 億 6,000 万円と見込んでいる。」との答弁でした。

「道路照明灯の点検総基数は。また、何年計画で進めているのか。」との問いに、「建設課で管理している道路照明灯の合計は 92 基で、5 年間で点検を一巡していく計画。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で建設課の審査を終了し、2 日

目は散会しました。

3月13日、9時28分から、議員控室において委員全員の出席、当局から副町長同席の下、上下水道課所管の審査に入りました。

議案第26号「令和8年度森町一般会計予算」に係る上下水道課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「浄化槽設置整備事業費補助金は何件を想定して、1か所当たりの補助金はいくらか。」との問いに、「全体では30基を予定しており、新設の場合、1か所あたりの補助額は、5人槽は33万2,000円を、7人槽は41万4,000円、10人槽は54万8,000円。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第30号「令和8年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第31号「令和8年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第32号「令和8年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「各簡易水道の利用者人数は。」との問いに、「令和6年度決算時において、大久保簡易水道の給水人口72人、給水戸数61戸。三倉簡易水道の給水人口101人、給水戸数68戸。大河内簡易水道の給水人口15人、給水戸数15戸。」との答弁でした。

「水質検査が追加になった経緯は。」との問いに、「令和8年度からPFOS、PFOAの項目が水質基準項目に追加されたため。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第33号「令和8年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「システム改修業務委託11,748千円の改修目的は。」との問いに、「現在使用している水道料金システムの保守サポートが令和9年3月に終了するため後続製品への更新が必要になった。また、水道メーター検針用端末も令和8年6月に製品保守期限が終了す

るため機器を更新する必要になった。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 34 号「令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「汚泥処理は、中遠の焼却場へ運搬するのか。」との問いに、「森町浄化センターから出る残渣固形物は中遠クリーンセンターへ運搬される。森町浄化センターから最後に出る汚泥は、県内ではなく、埼玉県に運搬している。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、以上で上下水道課に係る審査を終了しました。

次に、税務課所管事項の審査に入りました。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に係る税務課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「住家被害認定調査支援システムは、県下でどのぐらい導入しているのか。」との問いに、「県下の導入率は分からないが、磐田市は数年前に導入をしている。袋井市は導入には至っていないが、導入に向けて動きが加速している。」との答弁でした。

「法人住民税の予算額が減少した要因は。」との問いに、「令和 6 年度の調定決算額上位 17 法人への聞き取り調査をして、回答があった分を反映して算出をしている。令和 7 年度予算においては、一部企業の好業績による法人税割額の増額分が反映されていた。しかし、その後の業績悪化に伴い、法人税割額が大幅に減少する見込みとなったことが、予算額が減った大きな要因と考えている。」との答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 27 号「令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算」に係る税務課所管事項について、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑はなく、以上で税務課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、そ

れぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案10件の採決の結果は、次のとおりです。議案第8号、議案第25号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の7議案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第26号、議案第27号、議案第28号の3議案については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上が、令和8年3月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長 (中根信一郎 君) 以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

この討論、採決は1件ごとに行います。

日程第2、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する第一常任委員、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。 日程第 3、議案第 3 号「第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 3 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。 日程第 4、議案第 4 号「第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 4 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。

議 長

したがって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。
日程第５、議案第５号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

（ 中根信一郎 君 ） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第５号は委員長報告のとおり可決されました。
日程第６、議案第６号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 討論なしと認めます。

これから議案第６号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第６号は委員長報告のとおり可決されました。
日程第７、議案第７号「森町子ども・子育て会議条例について」

を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

議長

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 17 号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町天方総合センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 18 号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町大河内林業センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

議 長

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 19 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町三倉総合センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 20 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町一宮総合センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

議 長

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 21 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田総合センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 22 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町飯田総合センター)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

議 長

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 23 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町児童館)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町旧藤江勝太郎家住宅)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

議 長

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 25 号「森町道路線の廃止について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

12 番、西田彰君。

登壇願います。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田彰でございます。

議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」に反対の立場で討論いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 10,450,000 千円であり、過去最高となっていますが、問題があります。

1 点目には、3 款 1 項 5 目、後期高齢者医療費の 12 節委託料のうち、電算関連のシステム委託料、子ども・子育て支援金徴収事務におけるシステム改修費でございます。この件に関しましては、国民健康保険特別会計予算での反対討論で詳しく申し上げます。

令和 8 年度一般会計予算の問題点は、7 款 1 項 6 目森町体験の里振興費に関する 171,530 千円から天方宿泊施設指定管理料及び借地料を除く 1 億 7,087 万 5,000 円の歳出です。12 月議会に提出された体験の里「アクティ森」指定管理者落札承認議案に反対をいたしましたのは、民間譲渡もしくは廃止が望ましいとの思いからでありました。全協の説明資料を確認いたしましたが、その時点では、指定管理料税抜き 4,000 万円は資料にありましたが、施設修繕費や広告料及び施設改修工事費の概算費用などはありません。体験の里振興費における財源内訳では、県補助金 25,000 千円以外は地方債 86,400 千円を含め、繰入れ、一般財源で 1 億 4,653 万円、ここには財政調整基金からも繰り入れていると思いますが、財調の令和 8 年度残高見込みが 7 億 5,000 万円を割り込んでおり、年度間の財源調整や大規模災害など不測の事態に備えるためには、森町の標準財政規模からして 20 億円前後は基金として必要と思われることから、危険水域に入らないうちでのアクティ森の存続予算には賛成できません。

加えて、旧児童館周辺にぎわい事業を含めた遠州の小京都、もりのバージョン推進事業が森市街の一部中心からアクティ森への

議 長

導線として力が入っていくことにも危惧を感じざるを得ません。

以上のことから、私の反対討論といたします。

議員諸氏の御賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 8 番、川岸和花子です。

ただいま議題に付されております議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」につきまして、賛成の立場で討論いたします。

当初予算額、歳入歳出ともに 10,450,000 千円で、前年度比ともに 25,000 千円の増となっております。

来年度は、第 10 次森町総合計画が策定される大切な年でもあります。歳出では、D X の取組として、施設予約システム導入構築委託料、予約オンライン化を進めること、また窓口でのキャッシュレス決済サービス導入が計上されております。移住定住の推進の分野では、森町二地域子育て移住促進モデル事業委託料、また森町二地域居住先導的プロジェクト事業委託料と、新しい可能性にチャレンジされています。福祉の分野では、年々増加している心身障害児者福祉費、また自立支援給付費についても細やかに対応していただいております。保育園への委託料に合わせて新たに認定こども園への支援も計上され、小学生の給食費無償に対応、幼稚園、中学生の給食費軽減対策と子育て世帯への補助、また妊婦への補助も計上されております。保健福祉センター、児童館の管理運営も継続して行われます。農業分野では、海外への戦略展開支援事業補助金、てん茶、有機栽培に適した品種への改植費用に対する助成、また遠州森の茶ブランドを強化するための補助、また山村振興の茶園管理に対する補助など、転換期を迎えている茶業に対する助成が充実されています。観光等の活性化として、森町体験の里に新たに民間へ指定管理する指定管理料、施設修繕費、改修工事などが計上され、県の補助金、また地域活性事業債

の起債を財源に、新しい、今までに見たことのない森町の観光拠点になることが期待される体験の里のリニューアルになると感じております。マウンテンバイクパーク、古道トレイルなど民間の事業者との連携で天方地域の新たな魅力の創造となると思います。そして、遠州の小京都リノベーション推進計画も着々と進んでおり、児童館周辺整備、城下地区旧藤江勝太郎家のオープンなど、新しい動きが形になってまいります。建設の分野では、町単独の道路改良事業、河川改良事業、交通安全対策事業、新田赤松線のさらなる延長、橋りょう点検、耐震設計などに取り組む予算となっております。特に近年、豪雨による浸水が多発している中、第2小簀川水系流水へ流入水路測量設計、睦実川浸水対策計画の作成など町民が期待している対策に取り組んでいただきます。令和4年に被災して、予算付けに時間がかかった災害復旧工事についても、令和8年に工事が行われる予定です。そのほか図書館業務の指定管理、地域クラブへの円滑な移行、文化会館の管理や設備更新など時代に合わせた必要な事業が計上されています。そのほか特別会計、企業会計への経営安定のための繰出金が計上されております。人件費や価格の高騰で経費が上がる中、全庁を挙げて事業を細かく見直され、歳入の確保については、国、県の補助金、交付金の活用、またふるさと応援寄附金への努力、それと目的に応じた起債をされた財源確保をしながら、思い切って経費を削減する部分と、思い切って今後の森町のために力を入れる部分を決定された予算であると判断いたします。

以上の点から、「令和8年度森町一般会計予算」に賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、賛成討論です。

議長 (中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

議 長

これから議案第 26 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会及び第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

(中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 11 時 22 分 ～ 午前 11 時 35 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 20、議案第 27 号「令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田彰でございます。

議案第 27 号「令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,971,268 千円と定めるものでありますが、令和 8 年度国民健康保険特別会計予算では、子ども・子育て支援金制度が導入され、国民健康保険料はもとより、社会保険料、後期高齢者医療保険料にまで幅広く課税、徴収される制度となっており、これは抛出という名の増税そのものではないでしょうか。子ども・子育て支援の重要性は、地方はもとより、人口減少が著しくなっている中で、国の重要な課題であるが故に、国の一般会計財源から抛出すべきではありませんか。特別会計分野の医療保険制度に上乗せする制度設計は理解できません。子育て支援に必要な財源は医療、介護の徹底した歳出

改革から生み出すこととしていますが、実際には、社会保障予算の削減と国民負担によって確保するという新たな仕組みづくりに問題があります。こども家庭庁の説明文では18歳未満の子供にかかる支援金の均等割額は10割軽減としていますが、子供が一人増えるごとに保険料が増える均等割の制度そのものを廃止すべきです。この子育て支援、教育支援などの制度拡充の財源は、大企業や富裕層への優遇税制の是正による税収確保とアメリカから要求されるままに増額する軍備、防衛費などの歳出削減で生み出し、持続可能な財源を確保すべきであり、これ以上の被保険者負担は受診抑制を招き、更なる医療費の増額が危惧されることから、本予算案に反対を申し上げまして、討論いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長

(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

(川岸和花子 君) 8番、川岸です。

議案に付されております第27号「令和8年度森町国民健康保険特別会計」につきまして、賛成の立場で討論いたします。

予算は、歳入歳出ともに1,971,268千円となっております。

日本は国民皆保険制度により、国の制度で、日常病院にかかることができるなど、我々国民は大変恩恵を受けております。しかし、被保険者の減少、人件費上昇、物価高騰に合わせて一人当たりの医療費の高額化が進んでおり、国保運営も厳しくなっていることから、税率の改定など努力しているところであります。特に来年度からは、国のこども未来戦略加速化プランにより、子ども・子育て政策としての子ども・子育て支援金制度の財源として、全世代、全経済主体での社会連携の分かち合いの理念の下、医療保険料に子ども・子育て支援分を追加しています。今、日本全体が急速な少子化となっているのが現実です。国全体で子育てを支え、子育てしやすい社会を作りつつ、国民皆保険制度の維持をしてい

くためにも必要なことと考えます。森町国民健康保険では、人間ドックや健康診断に力を入れて、重症化する前に、早期発見、早期治療につなげることで、医療費の削減を目指し、保健指導など、保健事業にも力を入れていただいております。

以上の点から、「令和８年度森町国民健康保険特別会計予算」に賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上。

議 長

(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 28 号「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

12 番、西田彰君。

登壇願います。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田彰でございます。

議案第 28 号「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場で討論をいたします。

提案された森町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 332,531 千円であります。後期高齢

者医療制度には、様々な問題点が指摘されてきた中で、さらに子ども・子育て支援と称して負担を押し付けようとしています。誰も好きで怪我や病気になる人はいません。しかし、高齢になればなるほど心身の衰えとともに病院通いが多くなる中で、老後を安心して過ごせる社会保障制度を構築することは国の責任だと思います。

国保会計予算での討論でも申し上げましたが、これ以上の被保険者負担は、受診抑制を招き、更なる医療費の増額が危惧されます。

以上申し上げまして、私の反対討論といたします。

議長

(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

登壇願います。

8 番議員

(川岸和花子 君) 8 番、川岸和花子です。

第 28 号、後期高齢者医療特別会計につきまして、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出総額予算、それぞれ 332, 531 千円となっております。

後期高齢者医療の被保険者は、現在のところ増加していることから、広域連合への納付金も歳入の保険料安定のための繰入金も増加しているところです。国全体での子ども・子育て支援とともに、後期高齢者が増加し、国全体、社会全体で医療費、医療サービス費を支え、持続していく環境を整えていかねばなりません。

以上の点から、「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計」に賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長

(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

議長

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

(中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 29 号「令和 8 年度森町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 30 号「令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 31 号「令和 8 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 32 号「令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号を採決します。

議 長

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 33 号「令和 8 年度森町水道事業会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 34 号「令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決定しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 35 号「令和 8 年度森町病院事業会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決定しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29、発議第 1 号「森町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根信一郎 君) お諮りします。

本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は可決されました。

日程第 30、発議第 2 号「森町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議 長

(職 員 朗 読)

(中根信一郎 君) お諮りします。

本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号は可決されました。

日程第 31、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 32、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 33、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩とします。

議 長

(午前 11 時 59 分 ～ 午後 1 時 10 分 休憩)

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

町長から報告事項 1 件及び議案第 39 号から議案第 41 号が提出
されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 から
第 4 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号から議案第 41 号を日程に追加し、第
4 号の追加 1 の第 1 から第 4 として議題とすることに決定しまし
た。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1、「報告事項」について、町
長から「専決処分の報告について」報告が来ております。

サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願ひ
ます。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 2、議案第 39 号「森町副町長
の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま
す。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま追加して上程されました議案第
39 号「森町副町長の選任について」、提案理由の説明を申し上げま
す。

本案は、森町副町長であります村松弘氏から、令和 8 年 3 月 31
日をもって任期満了に伴い退任の申出があったことから、新たに
後任の森町副町長として永井雅也氏を選任いたしたく、提案する

ものであります。

副町長の職務につきましては、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画を司り、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて決定や処理を行うほか、町長の職務を代理する町の最高の補助機関でもあります。

地方では、人口減少・少子高齢化が深刻な課題となっており、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小が深刻な課題となっております。加えて、物価高騰により、生活者支援・事業者支援等の緊急的な対応が求められています。また、行政需要の拡大や住民ニーズの高度化・多様化などにより、新しいまちづくりへの変革や地方創生の推進、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）による手続や業務の見直しなどが求められています。このような状況の中、職員一丸となって各種施策や事業を円滑に推進するとともに、多様化する住民ニーズに適切に対応するなど、町民の付託に確実に応えていかなければならないと感じているところでございます。町の施策を推進するうえで、副町長の職務は、大変重要な役割を担うものと認識しており、慎重に人選を進めてまいりました。

永井雅也氏は、経歴書にもありますように、袋井市高尾に住所を有し、昭和62年4月以来、長年にわたり静岡県に勤務され、令和3年度にはスポーツ・文化観光部空港振興局長、令和5年度からは西部地域局長、令和7年度からは総務部参与として、務められ、現在に至ります。このように、豊富な行政経験をもとに、今まで指導力を発揮してきた実績から、今後のまちづくりを進めるうえで、副町長の役割を十分担いうる人物であると存じますので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得たく提案するものであります。なお、任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

す。

(中根信一郎 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 村松弘副町長がここにおられますのでお聞きしますけども、人事案件というと、もう少し早い時期、議会初日ぐらいに提案が、ほかの民生委員とか、そういった人事、早く提案があつて、すぐそこで同意をするか、しないかを結論を出すわけですけども、今回もう議会最終日になって、任期も 3 月 31 日ということで、もう任期自体ももう分かっていたことですけども、ここまで遅くなって、今日の提案というのは何か理由があるのか、それとも新しく選任する人がなかなか同意を得られなかったのか、その辺もちょっとお聞きしたい。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

本日提案させていただきました永井雅也氏につきましては、現職の県の職員でございますので、現職のうちに提案するということにつきましては、県と調整をし、本日になったということでございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 加えて申し上げますと、これまでも三役の人事、副町長、教育長の人事について交代する場合には、最終日に提案をさせていただいてきておりますので、今回が特別な取扱いということではございません。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 39 号は同意することに決定しました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 3、議案第 40 号「令和 8 年度
森町一般会計補正予算 (第 1 号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま
す。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第
40 号「令和 8 年度森町一般会計補正予算 (第 1 号)」について、提
案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ
ぞれ 22,830 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ 10,678,380 千円とするものであります。

概要といたしましては、令和 7 年 12 月に成立いたしました国の
補正予算 (第 1 号) で措置された物価高騰対応重点支援地方創生
臨時交付金を活用し、物価高騰対策を実施するものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し
上げます。

7・8 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費 18,000 千円につきま
しては、物価高騰に伴う指定管理者の光熱水費に対する負担軽減
を図るため、三倉、園田及び飯田総合センターの照明を L E D に
改修する費用でございます。

2 項 3 目、移住促進費 2,650 千円につきましては、食料品の物価高騰に対する学生への支援を行うため、県外で生活する本町出身の学生等に対し、本町の特産物等を定期的に届ける事業を行うための費用でございます。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 125,900 千円につきましては、物価高騰対応生活支援給付金事業でございまして、食料品等の物価高騰に対して全町民を支援するため、町民一人当たり 7,000 円を給付する事業費でございます。なお、給付金支給対象者は、令和 8 年 5 月 1 日を基準日として、本町の住民基本台帳に記録されている人いたします。

9・10 ページ、4 目、老人福祉費 8,400 千円につきましては、三倉及び園田デイサービスセンターの照明を L E D に改修するものでございまして、物価高騰により事業所の運営を圧迫している電気料の軽減を図ることで、指定管理者である福祉事業所の支援を行うものでございます。

2 項 1 目、児童福祉総務費 2,930 千円につきましては、町内の保育所、小規模保育所及び認定こども園における給食材料費等の高騰に伴う保護者や事業所の負担を軽減するため、保育施設給食提供等に係る物価高騰対策支援金として支払うものでございます。

11・12 ページ、4 款 1 項 5 目、診療所費 50,000 千円につきましては、森町病院の電気・ガス及び患者給食の材料の価格高騰に伴う経費の負担増に対して支援を行うものと、電気料抑制のため、照明の L E D への改修にかかる費用の一部を補助するため、森町病院に繰り出すものでございます。

7 款 1 項 1 目、商工総務費 20,500 千円につきましては、町内の中小企業等に対して、従業員の賃上げ環境を整備する取組を支援する中小企業等賃上げ環境整備補助金でございます。なお、事業実施主体は、森町商工会となることを申し添えます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金228,482千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。そのうち食料品の物価高騰に対する特別加算として、いわゆるお米券等の対応分として6,631万4,000円が含まれていることを申し添えます。

19款2項7目、ふるさと応援基金繰入金3,500千円の減額につきましては、幼稚園児及び中学生の給食材料費高騰に伴う保護者負担軽減分について財源振替をするものでございます。

20款1項1目、繰越金3,398千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

以上が「令和8年度森町一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番西田彰君。

12番議員 （ 西 田 彰 君 ）12ページ、歳出の病院への繰出しですけど、この物価高騰分がどのようなところに使われるか、もう少し細かく説明いただければと。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）西田議員に申し上げます。

次の議案で森町病院のことがございますので、その時に御説明をさせていただきます。

他に質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員 （ 佐 藤 明 孝 君 ）説明書12ページになります。

産業政策課所管の中小企業等賃上げ環境整備補助金の関係でございます。対応が森町の商工会というお話がありました。この対象企業というのが、何社ぐらいに当たるのか、それと商工会に対する手数料的なものがどのぐらいになるのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、今回のこの中小企業等賃上げ環境整備補助金 20,500 千円につきましては、商工会が事業実施主体ということになります。今回のこの目的が中小企業の賃上げ環境整備ということになりますので、森町内で事業所もしくは店舗を有し、経済活動を行う中小企業者、個人事業者も含むということで従業員を雇用しているものということでございます。本補助金につきましては賃金上昇を目的としているため、従業員を抱える事業所が対象となってきますので、全体で何人というのが、中小企業でございますので、今ここで何人ぐらいの事業所が対象になるというのはちょっとはっきりとは申し上げられませんが、その中で従業員を雇っている人が今回のこの申請ができるというところでございます。この賃上げ環境整備補助金につきましては、賃上げを目的といたしまして、生産性の向上による効率化、販路開拓による売上げの増加、また省エネルギー化によるエネルギーコストの削減等を目的に事業を取り組んで、その分、賃上げに持っていくというようなことで申請をしていただくというのが今回の趣旨でございます。その中で 20,500 千円という予算としてございますけれども、賃上げの補助金といたしましては 2,000 万円、事務費として商工会に 50 万円ということで、計 20,500 千円というところでございます。補助率につきましては、対象経費の 3 分の 2 以内ということで、補助上限は 100 万円というところで、現在のところ 20 件を想定した今回の賃上げ補助金ということで計上をさせていただいてございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

今回の追加の補正ですけれども、中小企業であるとか病院、それ

から保育施設などへの支援を計上しているということでございますが、介護施設への支援というのはどうなっているのでしょうか。同じく物価の高騰に伴って当然食材料費も高くなっているということで、その部分を施設からの持ち出しで対応するのか、あるいは利用者個人への転嫁をするのかという大変厳しい選択を施設も迫られているのではないかなと思っているところですけども、今回その介護施設への未計上分ということについては、介護報酬が前倒しで改定をされるということも聞いておりますけども、その介護報酬の改定分でカバーしきれんということで、今回未計上という理解でいいかどうかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問の介護施設への支援について、私からお答えをさせていただきます。

令和7年度までは社会福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰対応支援金や社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金を実施してまいりました。今回そちらを実施しない、行わない理由ですけども、先ほども佐藤嘉彦議員からお話がありましたけれども、令和8年度の介護報酬改定において、通常は3年ごとのサイクルとなり、次回は令和9年度になりますが、そこを待たずに行われる異例の期中改定が行われます。変更点につきましては、深刻な人手不足への対応としての賃上げと物価高騰に伴う食費の見直しの2点が前倒しで行われるということです。改定のスケジュールですけども、処遇改善、賃上げにつきましては令和8年6月施行、食費の基準費用額引上げは令和8年8月施行となっています。処遇改善賃上げの大幅改革中は他産業との賃金格差を是正するため、月額平均約1万円の賃上げが実施されることとなっております。対象を介護従事者全体に拡大いたしまして、訪問看護やケアマネージャーなども含まれる方針です。食費の基準費用額引上げ

につきましては、食材料費の高騰を踏まえまして、介護保険施設における食費の基準費用額が1日100円引き上げることとなっております。また、それ以外にも県では急激な物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するために、介護サービス事業所施設を運営する法人に対しまして、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金と、昨今の物価上昇にも対応し、また気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるような体制を講じまして、また厳しい経営環境の中でも、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保する介護サービス事業所等及び介護施設等を運営する法人に対しまして、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金の交付が行われます。介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の内容といたしましては、光熱費、燃料費、食材等支援、運営費支援（介護補助員等の賃金改善その他の施設運営に係る費用）となっています。これは提供しているサービス内容に応じまして、定員一人当たり、または1事業者当たりの金額を定めて交付を行うものとなっております。介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金の内容は、介護サービスを円滑に継続するための対応分といたしまして、ネッククーラーやスパイクタイヤなどの猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費、それから業務用のスポットクーラー、業務用温水給湯器、遮熱遮光カーテンなど居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備、備品等の購入等の経費などと、災害備蓄等への対応分といたしまして、飲料水、食料品等の備蓄物品の購入等経費、ポータブル発電機などの購入等経費、それから介護施設等におけるに対するサービス継続支援事業として、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、食料品の購入費に対する補助を行う内容となっております。障害

福祉サービス事業所等に対しましても、同様な障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金、食料品の購入等に対する補助を除いた障害福祉事業所等サービス継続支援事業補助金が同じように行われます。国の介護報酬改定において、物価高騰に伴う食料品の見直しや人件費の引上げ、それから県の介護サービス事業等物価高騰対応支援金、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金、障害福祉事業所等サービス継続支援事業費が行われることから、今まで実施しておりました社会福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金、社会福祉施設省エネ機器導入については行わないということで判断をいたしております。なので、そういった支援金等々を活用していただいて、運営をしていただければと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）7・8 ページ、物価高騰対応生活支援給付金事業についてですけれども、一人 7,000 円ということで、これについてのデータ抽出作業サポート委託料、また給付金システム使用料ということで、そのスケジュール的なことも含めて、どういう形で給付していくのか。5 月 1 日が基準日だということですので、その後だと思うのですが、このサポート委託料、使用料について詳しくお願いします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

福祉課長

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

川岸議員の御質問のデータ抽出作業サポート委託料、それから手数料、あとスケジュール的なものについてのお答えをさせていただきます。

事業につきましては、先ほども御説明ありましたとおり、令和 8 年 5 月 1 日現在に、森町の住民基本台帳に記録されている住民を 1 万 6,700 人と想定いたしまして、世帯員分を含めた金額を世

帯主宛てに通知を行い、給付を行っていくものとなっております。今後のスケジュールですけれども、現在、申請方法といたしまして、お知らせ型、確認型、申請型の3種類を考えておるところです。お知らせ型につきましては、令和8年6月1日に発送いたしまして、令和8年6月17日を締切りとします。お知らせ型とは、これまでに実施した給付金を振り込んだ口座が分かる人に発送する通知となっております。過去の給付金に使用した口座の変更がなければ、その口座に振込みをさせていただきます。確認型につきましては、令和8年6月1日に同じく発送いたしまして、令和8年7月24日を締切りと考えております。確認型は給付対象であるものの、これまでに実施した給付金の口座情報がない人へ発送する通知となり、振込先口座の情報を申請していただく必要があることから、こちらの通知をさせていただきます。それからもう一つ、申請型につきましては、令和8年6月1日に同じく発送いたしまして、令和8年6月26日を締切りとさせていただきたいと思っております。申請型は給付対象でもあるにも関わらず、お知らせ型や確認型の通知が届かない人が該当となり、申請者からの申告により申請書を発送させていただいてきたいと思います。具体的には、転入者等で届出が遅れまして、遡り5月1日に転入された人などが想定されるかなと思っております。振込みの期間ですけれども、令和8年6月26日から令和8年8月28日までを予定しています。毎週金曜日に振込みを行う予定で今のところ考えております。

それからデータ抽出作業サポート委託料の内容につきましてですけれども、世帯主やこれまでに実施した給付金の口座情報の抽出や支給対象者と世帯主のデータを切り出す際にサポートしてもらうための委託料となっております。それから、その下の給付金システム使用料ですけれども、決定通知書や振込口座の登録等の振込情報作成等を行う際に、活用するためのシステム使用料となっております。こちらの使用期間等につきましては、今のところ、

5月から8月までを予定しているということです。以上となります。

議 長

(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。

8番議員

(川岸和花子 君) 詳しくありがとうございました。

ということはほとんどがお知らせ型で済むかなと思うのですが、一番心配なのは申請型ということで、やはりそういう給付があることを知らずに、自分が対象であるということも気付かない人へのフォローというか、アピールはどうされようと思っておられるのかということをつつ伺います。

次に、先ほど佐藤議員からも出たのですけれども、産業政策課の物価高騰対応重点支援交付金事業です。12ページですけれども、賃上げ環境整備ということで、先ほど100万円上限の3分の2以内で20件を想定しているということで、対象が従業員を抱える事業者さんということですけど、お一人とかでもいいのか。この申請はいつ頃行って、何が必要なのかということと、その賃上げの環境整備に果たして、効率化だとか、販売促進とかして、持っていけるかどうかちょっと分からないので、その基準はあるのか。確かにLED化、省エネにしたので、その分賃上げしましたという実績がほしいのかどうかということを伺います。お願いします

議 長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

福祉課長

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど御説明申し上げました申請型が対象となる人については、転入者等で届出が遅れて、遡り5月1日に転入された人などということで説明をさせていただきました。先ほど申しましたとおり、発送まで大体1か月程度ありますので、そちらに関しては抽出できるところまでは福祉課で抽出を行いまして、御案内をさせていただきたいと思っておりますので、漏れがないようには

議長
産業課長

していきたいと考えておるところです。また、それ以外に想定されるケースといたしましては、例えば出産をされた人が極端な話ですけれども、5月1日に出産されて、2週間後に届出をといたときにも、そういった人も抽出はできると思いますので、そういったところを漏れがないように行っていきたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

4月に入りまして商工会から町に交付申請がございますので、出てきましたら4月の中旬ぐらいまでに、町から商工会に対して交付の決定をさせていただきます。ですので、事業者から商工会には、4月下旬から5月下旬、約1か月程度を申請の期間ということで、今考えております。申請が商工会に上がってきましたら、6月上旬ぐらいにそれぞれの企業といいますか、申請者に対して交付決定をして、年明けまして来年、令和9年1月末ぐらいを事業の実施期間ということで、約8か月間を事業実施期間ということで、商工会では今考えているところでございます。その後、申請が上がってきまして、それぞれこの賃上げに向かって生産性の向上とか、販路開拓による販売増加とか、例えば機械を入れて、それによってその分を賃上げに持っていくというようなことでございますけれども、8か月間の中で、なかなかその賃上げまで影響というか、結び付いていくとは考えられないのが現状でございますので、賃上げについて、8か月終わって事業実施後すぐに効果が出るということは考えにくいものですから、その後、賃金台帳であるとか、決算書等によりまして、賃金上昇や経営改善の状況を商工会で経年で確認をしていただくということで、今考えております。商工会といたしますと、今回のこの申請者以外にも定期的に、商工会としていろいろな企業等に経営支援等を行っておりますので、そういったところも含めながら、申請者に対しても

どうなっているのかというようなアドバイス等しながら、商工会の中で助言等をしていただくというような形を今は考えておりますので、上がらなかったからといって、補助金を返してもらうということではなくて、今後その賃上げに向かって機械、いろいろなものを導入していただきながら、賃上げに向けて、企業で努力をしていただくというような形で、その申請の内容がしっかりとできていれば、補助金は対象というところで今考えております。

雇用形態につきましては、いろいろな形があろうかと思えます。例えば、家族経営でやっていて、旦那さんが経営主で、奥さんを専従者で雇っているというような場合もあろうかと思いますが、そういった家族間で専従者で雇っている場合は、あくまでも家族経営という意味で、今回は対象外ということで、新たにパートさんとか、そういった人を雇っている場合には、今回は対象にするということです。一人でもそういった人がいれば、その人の賃金アップになれば、今回は対象にしていくというところで今考えております。以上です。

議長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 福祉課は、そのような細かい対応よろしくをお願いします。

今お答えいただいた産業政策課ですけれども、ということは例えば申請して、販路拡大にこれをやります、効率化に機械入れます、百何十万円かのものを入れますとかというのを申請して交付が来て、8 か月分の事業が終わったときに、事業を行ってなければ返す、けれども行っていれば、特にその効果がまだ見えてなくても、商工会がちゃんと見て、そこで判断して努力していますということが分かれば、特に返還っていうのはないということかどうか、ということをお聞きします。

もう 1 点、つながる森町学生ふるさと定期便ですけれども、なくなったのでちょっとここで復活して嬉しいなと思っているのですけれども、これが以前ものと同様なものになるのかどうか。私

議 長
産業課長

の娘は県外に行っていて、これをいただいてすごく森町が好きになったという経緯があるので、続けていただきたかったところなので、復活してよかったなと思うのですが、以前は年に何回かということで、森町の産物を送っていたと思うのですけども、変わらぬものかどうかということをお伺いします。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの賃上げ環境整備事業、個々の企業がこういった形で賃上げをしていくために、こういったものに対して、例えばLED化にしたものの経費を一部、賃上げに回しますとか、最終的にそういった事業計画の実績報告が出て、それを商工会でしっかりと確認できた場合には、返金はないといいますか、そのまま交付対象であるというところでございますので、実績がそのまま交付申請時と実績報告、両方出してもらうものですから、申請に対して実績がしっかり整っているようなことであれば、そのまま交付対象ということで考えております。以上です。

議 長
定住推進
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 定住推進課長。

（ 鈴 木 孝 佳 君 ） 定住推進課長です。

川岸議員の二つ目の御質問、今回の物価高騰対応つながる森町学生ふるさと定期便事業について、従前のどおりかということでございますけども、事業内容につきましては、令和2年度から実施しておりますつながる森町学生ふるさと定期便事業と同様の内容でございます。ただ令和7年度までは、株式会社アクティ森に業務委託をして事業を行ってございましたけども、令和8年度からは町が直接実施をする形をとりまして、事業費と役務費ということで予算計上をさせていただいております。以上です。

議 長
定住推進
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 定住推進課長。

（ 鈴 木 孝 佳 君 ） 定住推進課長です。

一部補足をさせていただきます。

物産を送る数としましては、令和7年度は4回送っておりますけれども、令和8年度も同じく4回特産品を送る予定で事業を計画しております。また、先ほど令和8年度からと申し上げましたけれども、令和8年度は物価高騰対応地方創生臨時交付金を使って事業を行うということで訂正させていただきます。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

9番、岡戸章夫君。

9番議員

(岡戸章夫 君) 岡戸です。

8ページの同じく物価高騰対応生活支援給付金事業です。7,000円の給付に当たって、従来と同じような方式で抽出して、口座振込みをするということですが、一つお伺いしたいのは、マイナンバーカードも森町かなり普及しておるということで、もうそろそろこういった給付に関してはそういったマイナンバーカード、マイナンバー制度を活用した給付の方法に取り組んでもいいのではないかなと思うのですけれども、現在のところ、そういった給付事業に対して、このマイナンバー制度を活用した支給というのはどの辺まで考えられているのか、進められているのかお伺いします。

議長

(中根信一郎 君) 9番、岡戸章夫君。

9番議員

(岡戸章夫 君) ちょっと分かりづらいようであれば、こういったシステム、目的はこの支給に対していろいろな手間とか、工数とか、いろいろかかると思うので、それがもっと削減できるアイテムとしてマイナンバーカードを活用できないかというのが質問ですが、それに対してこういった活用するに当たっては自治体独自でこういったことが進められるのか、それとも国全体としてそういうシステムが構築されて、初めて自治体もそれを使って、こう動けるのかというところが、ちょっと私もまだ勉強不足で分からないので教えていただきたいのですけれども。ですので、森町単独ではまだそういうところまで至ってないということであればそれで結構ですし、今、森町のいろいろなシステムが

議 長
政策企画
課 長

標準化されていくというところで、そういったマイナンバーカードの運用についても、こういった支給に対してできないのかなという質問です。

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

岡戸議員からの質問にお答えをいたします。

マイナンバーを使った公金受取り口座を利用できるかどうか、全国的にそれが使える体制にあるかどうか、森町として独自で進んでいるかどうか、そういった点の御質問かと思います。

まず、公金受取り口座を使用できるかどうかということに関しましては、今回の物価高騰の重点支援地方創生臨時交付金で行う事業に関しましては、この公金受取り口座を使ってもいいということで全体的にそういう流れになっているということでございます。ただ独自で給付制度を設けた場合は、各自デジタル庁に申請をして、こういうことをやりますということで許可をもらってやらなければいけないということがまず一つあります。もう1点、公金受取り口座を今回の現金給付では使っていないということですが、これを実施するためには、現在の住民基本台帳システムと密接に関係がしてくるものですから、そこでのシステム改修が発生するということがあります。その時点で、今回、日立システムズに確認をして、システム改修が可能かどうかということも分かっているのですが、町独自で今回やる制度ですから、なかなか改修には対応できないということでございました。そのときに公金受取り口座をそれでも使いますといった場合、どういったことが発生するかといいますと、御本人さんに公金受取り口座を活用してよろしいかということをまず聞いて、町で1件ずつそれを確認しなければならないという作業が発生してきます。そうするとかなり時間がかかってくるものですから、今回につきましては、公金受取り口座は活用せずに従来のおおり、確認書、申請書の対応で進めていくということになったということでござい

す。以上です。

議長
9 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

（ 岡戸章夫 君 ） 分かりました。

今回は間に合わないということで了解はいたしますけれども、また今後、いろいろな形でこういった給付事業が想定されるのかなと思います。ですので、今の答弁をお伺いしていると、将来的に向けて少しずつそういった登録なりを促して行って、環境を整えていくのも必要かなと思うのですけれども、そういったことを目指していくことは可能でしょうか。

今DX推進とか、AIの活用とかいろんなことを言われている中で、そういった環境を今から少しずつでも環境を整えていくことが大切かなと思うのですけれども、そういった考えがあるのかお伺いします。

議長
政策企画
課長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

岡戸議員の再質問に対しましてお答えをいたします。

公金受取り口座をこれから活用していく予定があるか、どういう考えで進めていくかというような御質問かと思います。

他自治体では公金受取り口座を活用して、いろいろな事業を進めているということもお聞きをしております。ただ先ほど言ったように、公金受取り口座を使用するためには、システム改修が必要になるということでございます。当然システム改修となると、その辺の経費もかかってきますので、経費と進め方、そういったところを検討しながら今後進めていきたいと、思っております。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐藤明孝 君 ） まず説明書の 10 ページをお願いいたします。健康こども課所管になる案件ですが、ここに物価高騰対応で保育園に 2,930 千円の給食費高騰の対応ということで先ほど説明

がありました。その中で保護者に対してもという説明もあったと思います。そして、歳入の6ページになりますが、ここにふるさと応援基金の繰入金3,500千円が減額されております。もしこの3,500千円がこの健康こども課の10ページのこちらの支援金へ入ったということであると、金額にちょっとずれがあるものですから、この10ページの交付金2,930千円の内訳の御説明をいただきたいと思います。

議 長
健康こども
課 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

9・10ページの3款2項1目、0005物価高騰対応重点支援交付金事業の12ページにありますが、保育施設給食提供等に係る物価等高騰対策支援金2,930千円についての内訳でございます。

こちらにつきましては町内の保育所、それから4月から認定こども園になるところ、それと小規模保育所に対しての支援となります。各園の定員掛ける12か月分ということですので、延べの人員に対して一人当たりの単価を給食の値上がり分として500円、その他の物価高上昇補填分として200円として、700円をかけた金額をそれぞれの園に支払いをするものでございます。具体的には、各園の見込み額としましては、ときわこども園につきましては100万8,000円、摩耶保育園も同じく100万8,000円、プティ森町園につきましては58万8,000円、ゆうな保育園につきましては15万9,600円、もりの保育所につきましても、同じく15万9,600円という形で補助を支援するという形になります。給食費の値上げをする、しないに関わらず、各園について補助をするということで、園によっては給食費も値上げをしない、3号認定につきましては保育の中に給食費は含まれておりますので、その部分の値上げというのはございませんが、やはり園の中でなかなか食材料費が上がっているということですので、保護者負担を求めずにこちらの支援で経営をしていただくという形になります。

ということで、保護者への負担の軽減を図るということも含まれているということでお答えをさせていただいております。以上です。

議 長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

佐藤議員の歳入に対する質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

5・6ページの19款2項7目のふるさと応援基金の繰入金3,500千円の減額でございます。この3,500千円の減額につきましては、令和8年度当初予算で計上しております幼稚園、それから中学校の給食費の保護者負担増に対応するためのふるさと応援基金の繰入金を今回国の補助金に振り替えるために減額をさせていただいているという内容でございます。具体的に申しますと、幼稚園につきましては1食当たり22円保護者負担増加するところを半分の11円に抑えさせていただいております。また中学生につきましては、1食当たり90円上がるところを45円に抑えさせていただくということで保護者負担の軽減を図るための繰入れとして、当初予算ではふるさと応援基金の繰入金を計上しておりましたが、今回国のメニューでもありますので、その部分を国の交付金を充てさせていただくということで減額の対応をさせていただいております。以上です。

議 長
7番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7番、佐藤明孝君。

（ 佐藤明孝 君 ） 分かりました。

それではまず、10ページの御答弁の内容でございます。今詳しい配分の金額もお聞きしました。700円掛ける人数ということですが、これは定員分なのか実人数なのか、その点を今一度伺いますが、定員か実人数かをお願いします。

議 長
健康こども
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

人数につきましては、各園定員となります。4月1日時点の定員掛ける12か月分ですので、その定員の延べの人数になります。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
討論はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
追加議事日程第4号の追加1の第4、議案第41号「令和8年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長 町長、太田康雄君。
(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第41号「令和8年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の収入につきまして、第1款病院事業収益、第2項医業外収益 218,370 千円に 25,000 千円を追加し、243,370 千円とし、病院事業収益の予定額を 2,998,195 千円とす

るものであります。医業外収益 25,000 千円の増額につきましては、電気・ガス及び患者給食の食材の価格高騰に対する支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、一般会計より繰入れをお願いするものであります。第3条につきましては、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額の収入につきまして、第1款資本的収入、第2項企業債 349,300 千円から 5,500 千円を減額し、第3項補助金として 25,000 千円を追加し、資本的収入の予定額を 519,146 千円とするものであります。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費 370,421 千円に 19,894 千円を追加し、390,315 千円とし、資本的支出の予定額を 618,072 千円とするものであります。建設改良費 19,894 千円の増額につきましては、電気代の高騰対策として、森町家庭医療センターの照明をLED照明に更新するものであります。第4条につきましては、予算第5条で定めた企業債の病院施設等整備事業 21,400 千円のうち、交付金の充当による財源調整のため 5,500 千円を減額し、15,900 千円とするものであります。第5条につきましては、予算第6条で定めた一時借入金の限度額を 2,500 万円減額し、775,000 千円とするものであります。第6条につきましては、予算第9条で定めた他会計からの出資金及び負担金の額を 5,000 万円増額し、390,000 千円とするものであります。第7条につきましては、予算第11条で定めた重要な資産の取得に「設備LED照明設備一式」を加えるものであります。

以上が、令和8年度森町病院事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田議員に確認をいたしますが、今の説明で御理解をいただいたということによろしいですか。

他に質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ） 今御説明いただいた中の収益的収入及び支出、食材費とＬＥＤで 25,000 千円ということですので、こちらがどういう金額かという内訳を伺います。

またもう 1 点は、資本的収入及び支出の収入の病院施設等整備事業債ということで、こちらは 5,500 千円マイナスして 15,900 千円ということですが、これは当初予算の中の話ですが、具体的にどのようなことが当てられていたのでしょうか。

議 長
病院事務
局 長

（ 中根信一郎 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の 3 条の収益的収入の収入の 25,000 千円についての内容についての説明ということで御質問いただきました。

予算書 1 ページ、第 2 条の営業外収益 25,000 千円ということで計上しておりますが、当初予算におきまして、電気料金、患者給食の食材費については、先ほどお認めいただいたところでございますが、令和 3 年度物価高騰前と比較したときに、前回電気料金では約 1,800 万円の価格が高騰するという試算をさせていただいております。食材費につきましては、同様に令和 3 年度物価高騰前と比較したときに、令和 7 年度の単価というか、実績になりますが、その試算で食材費では約 1,090 万円の負担増が見込まれるということから、病院としますと医療の質や患者サービスの維持を目的として、その物価高騰に対する支援をしていただくということで充当するものでございます。

2 点目の、条文でいきますと、第 4 条の企業債の 21,400 千円を 15,900 千円に減額すると、その理由の御質問かと思われませんが、今回の第 3 条の資本的支出におきまして 19,894 千円を計上しております。これにつきましては、先ほど町長の提案理由で申し上げましたように、家庭医療センターのＬＥＤ照明への改修工事という予算でございますが、もう一つ改修工事として、病院内の手術室の照明の改修を予定しております。それが見積もりによって

554 万 4,000 円という予算でございますが、この手術室の改修工事につきましては、既に当初予算で計上していたものでございまして、その財源として企業債を予定しておりました。その企業債と充当していた分をその改修工事に繰入金を充当することによって、財源調整として 5,500 千円を減額するといったものでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年 3 月森町議会定例会を閉会します。

(午後 2 時 23 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和8年3月25日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上